

## アマゾン偽造品「相乗り出品」事件——DPF事業者のシステム設計義務

【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和7年4月25日  
【事件番号】 令和4年（ワ）第24415号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 一部認容、一部棄却  
【参照法令】 民法415条・548条の2  
【掲載誌】 消費者法ニュース144号258頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25618256

國學院大学准教授 川村尚子

## 事実の概要

X<sub>1</sub>は医療機器の輸入・製造会社である。X<sub>2</sub>はその製品の独占販売会社であり、平成23年頃から、ブランド名（令和3年に商標登録）が付いたパルスオキシメーター（以下「本件商品」）を「Amazon.co.jp」（以下「本件サイト」）に出品していた。本件商品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」）により、その販売に都道府県知事等の許可を要する医療機器である。Yは、本件サイトを運用する法人である。本件サイトは、異なる出品者による出品であっても「同一の商品」であれば1つの商品詳細ページに集約して最安値の出品を上位表示する「相乗り出品方式」を採用し、また、価格が平均から大きく乖離する場合に自動的に出品停止する検出システムを備えている。出品者はYとの間で出品契約（以下「本件契約」）を締結し、販売手数料等を支払う一方、Yは回収代金から手数料を控除した残額を送金する。本件契約には、本件取引に関連するYの一切の責任を原則として免除し、Yの故意・重過失による不法行為以外の賠償責任の上限を過去6か月間の利用料総額とする責任制限条項が定められていた。

令和3年頃から第三者が本件商品の偽造品を本件商品の商品詳細ページに相乗り出品するようになり、X<sub>2</sub>はその是正を求めたが、偽造品の低価格出品のため、X<sub>2</sub>の出品価格が平均から大きく乖離したとして、X<sub>2</sub>による本件商品の出品が一時停止された。その後、X<sub>2</sub>の商標権侵害申告を契機に偽造品を含む本件商品の商品詳細ページ全体が削除され、さらにX<sub>2</sub>が商品詳細ページで

独占販売である旨を注意喚起したことがYのポリシー違反に当たるとして当該ページ全体が削除された。X<sub>2</sub>は、Yに対して、①相乗り出品時の販売資格と商品同一性の確認・排除義務、②偽造品等の申告後の調査・排除義務、③合理的理由なく出品を削除しない義務、④偽造品等に関するレビュー削除義務の違反を理由に、債務不履行に基づき約1億9690万円の損害賠償を請求した。また、X<sub>1</sub>は上記④の義務違反を理由に不法行為責任を追及した。

## 判決の要旨

一部認容、一部破棄。

本判決は、本件サイトが誰もが容易に出品可能なために不正出品が生じやすい構造であると指摘した上で、Yはそのようなサービスを提供し対価を受領している以上、出品者に適正な販売機会を確保するため、不正出品を監視・排除すべき一般的義務を負うとした。これは、Yが特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」）に基づく大規模デジタルプラットフォーム（以下「DPF」）事業者に指定されていることから裏付けられるとした。他方で、薬機法の目的は、医療機器の利用者の安全確保にあり、出品者の販売機会の確保ではないとして上記①の義務を否定した。もっとも、異なる商品が同一商品として商品詳細ページに表示され、出品者側からの修正や注意喚起が著しく制約されている状況下で具体的な被害申告がされた場合には、Yに広範な裁量は認められず、上記②の義務を負うとし、その不履行を認めた。また、価

格検出システムに基づく一時的な出品停止自体の合理性は認めつつ、誤設定でない旨の申告後も長期間出品停止が解除されなかった点や、商標権侵害の申告を契機とした偽造品を含む商品詳細ページ全体を削除する対応は合理性を欠くとして上記③の義務違反も認めた。上記④の義務については、レビューは購入者にとって有益な情報であるとして否定した。その上で、Yの定める責任制限条項は民法548条の2の定型約款に該当し、故意・重過失の場合にまでYの責任を一切免除する部分は無効であるとして、上記③の義務違反についてYの重過失を認め、X<sub>2</sub>の請求を3500万円の限度で一部認容した。

## 判例の解説

### 一 はじめに

本件では、相乗り出品方式を採用する取引DPFにおける不正出品をめぐる、出品者との契約関係に基づく取引DPF事業者の義務が争われた。取引DPFを介した取引は、一般に、DPF事業者A、販売事業者B、消費者Cの三者構造をとる。すなわち、①A・B間の利用契約と②A・C間の利用契約に基づき、③B・C間で売買契約等が締結される。このとき、取引DPF事業者は、販売事業者と消費者との間の取引機会を提供するだけでなく、商品表示や競争条件を制度的に設計する主体であり、その設計内容は、販売事業者間の競争関係のみならず、消費者の選択の自由や取引の安全にも直接的な影響を及ぼし得る<sup>1)</sup>。

本判決は、上記①の関係において、DPF事業者を「単なる場」の提供者として一律に責任を排さず、一定の範囲でDPF事業者の債務不履行責任を認めた。近時、DPF事業者の責任をめぐる議論が高まるなか、民事責任の枠内でDPF事業者の義務内容を具体化した点で、本判決は実務的意義を有する。しかし、その判断には問題も多い。本件では免責条項の効力も問題となるが、本稿では、DPF事業者の義務論に焦点を当てる。

### 二 取引DPFのシステム設計義務

取引DPFとは、事業者と顧客との間で契約の締結を可能にするマッチングサービスを提供する事業者をいう。近時の取引DPF事業者は、単に契約締結の機会を提供するだけでなく、商品情報

の表示方法、検索・ランキングのアルゴリズム、価格競争の枠組み、さらに決済や履行の一部をも統合的に管理する存在となっている。このような取引DPF事業者は、市場の取引条件自体を設計する主体であり、もはや中立的な「場の提供者」として把握することは困難である。

かつてはDPF事業者はあくまで取引の媒介者にすぎず、個々の取引内容について責任を負わないとする「場の提供者論」が主張されることもあった。しかし、DPF事業者が有する市場支配力や取引構造への影響力の大きさに照らせば、何らの責任も負わないとする理解はもはや妥当性を失っている<sup>2)</sup>。日本でも、DPFを対象とする規制法（透明化法や取引DPF消費者保護法等）が制定されたが、その義務内容の多くは情報開示や努力義務にとどまり、私法上の責任を直接基礎づけるものではない。そのため、取引DPF事業者の民事責任を検討する際には、公法規制も踏まえつつ、当該取引DPF事業者が、どのような取引構造を設計し、契約関係を形成していたかという観点から、契約上の義務内容を検討する必要がある。

本判決が、取引DPF事業者に対し、不正出品を監視・排除すべき一般的義務を認めた点は、システム設計者の責任を論じる上での大前提を確認したに過ぎない。裁判例<sup>3)</sup>の流れにも沿うものではあるが、後述の通り、契約上の義務内容として、Yが具体的にどのようなシステム設計義務を負っていたかの検討が不十分であったと思われる。

### 三 Yのシステム設計義務の具体的内容

#### 1 相乗り出品方式における取引構造

本件サイトの相乗り出品方式は、ある商品が一度登録されると、その後は当該商品と「同一の商品」であることを前提に、複数の出品者が同一の商品詳細ページに相乗り出品することとなり、当該ページ上では、価格等を基準として最安値の出品が優先的に表示される仕組みになっている。

こうした取引構造の下では、個々の出品者は独自の商品詳細ページを設けることができず、商品情報が共通化される。結果、出品者間の競争は、同一商品であることを前提とした価格や配送条件に集中し、出品者はそのような条件競争への参加を余儀なくされる。しかし、偽造品は、外観や表示が類似していても正規品と同一の商品ではな

い。これが正規品と同列に扱われ、同一の商品詳細ページで価格競争にさらされれば、正規出品者に不利な競争条件を課し、競争を不当に歪めるのみならず、ひいては消費者が適切な情報に基づいて商品を選択する自由（自己決定権）をも侵害し得る。このような不利益は、取引構造自体に内在するもので、個々の利用者の行為に帰責されるべきではない。

Yは、以上のようなサービスを提供して対価を得ている以上、当該取引構造で行われる競争の前提条件が適切に確保されるよう制度設計を行う契約上の義務を負うと解すべきである。具体的には、商品の同一性を担保する仕組みや、同一性が失われた場合にこれを是正するための適切な措置を講じるべきであったといえる。

本判決は、情報媒介者の一般的な包括的監視義務との違いをあまり意識せず、事前の設計義務を効率性の観点から否定した。しかし本件では、Yが相乗り出品方式という取引構造の設計主体として契約上どのような義務を負うかが正面から問われるべきであった。

## 2 危険商品取引における販売資格確認義務

本件商品は、薬機法上の特定保守管理医療機器に該当し、その販売には都道府県知事等の許可が必要である。もっとも、ここで問題となるのは、当該規制自体からYの義務が導かれるのではなく、生命・身体への侵害につながり得る危険商品が、相乗り出品方式の下、事前審査を経ることなく流通過程に置かれてしまうことが、Yの契約上の設計義務として許容されるかである。

DPF取引では、購入者は現物確認ができず、商品情報に依存せざるを得ない上、国外事業者を含む多様な事業者の参入が容易である。こうした取引構造の下で、医療機器のような危険商品が偽造品としてまたは無資格事業者によって流通すれば、その被害は経済的不利益だけでなく、消費者の生命・身体への重大な侵害に直結し得る。加えて、相乗り出品方式では、正規品と偽造品が同一の商品詳細ページに混在し、法令遵守事業者と非遵守事業者とが同一商品であることを前提に価格競争を行うため、消費者が安全性を欠く商品を選択するリスクが構造的に高まる。こうした構造上のリスクは、事業者の規模が大きくなるほど、より一層増大することになる。

以上に照らせば、危険商品を扱う取引DPF事

業者は、一般の商品取引の場合と比べ、取引構造の設計に関するより高度な義務を契約上負うと解すべきである。商品の同一性や販売資格が競争の前提条件として適切に確保されるよう、事前の制度設計を行うことは、取引DPF事業者がシステム設計者として負うべき義務の一内容に含まれるといえる<sup>4)</sup>。

本判決は、薬機法がDPF事業者に義務を課していないことを理由に販売資格の確認等の事前義務を否定したが、問題は公法規制の有無ではなく、本件取引構造を前提とした契約上のシステム設計義務の内容である。特に、Yのような大規模事業者は、DPF上で医療機器を取り扱う以上、販売資格の有無を事前に確認することが不可欠であったといえよう。

## 3 事後は正義義務と苦情処理体制の構築

通知・行為手続（notice and action）や苦情処理体制の整備は、取引DPFに固有の義務というより、情報媒介者一般に課される基礎的な義務である<sup>5)</sup>。これは、事業者に包括的な事前監視義務を課することが過度の負担や表現活動への萎縮を招きかねないことから、違法状態を利用者から報告させ、事業者が違法性を認識した後にこれを放置しないことを求める、いわば最低限の行為規範として位置づけられてきたものである<sup>6)</sup>。

本判決がこの観点から上記②と③の義務違反を認めたことは妥当である。もっとも、事業者と顧客との間の契約締結を可能にする取引DPFでは、DPF事業者が採用するシステム構造自体が、取引条件や競争の在り方を規定し、当事者の利益やリスク配分に直接的な影響を及ぼす。このため、取引DPFでの問題は、違法性を認識した後に削除や是正を行ったかという事後対応の当否にとどまらないことは、前述の通りである。

## 4 レビューの削除義務

レビューは、商品・サービスの品質について顧客の評価を収集し、購入者の商品選択を補助する仕組みである。特に、検索結果の表示順位や購入候補の選別にレビュー評価が組み込まれる場合、レビューは単なる付随情報にとどまらず、競争条件そのものに影響を及ぼし得る。このため、レビューの恣意的操作や不透明な運用を防止するため、評価基準やランキングへの反映方法といったパラメータの透明性確保が従来から重視されてきた。レビューが適切にその機能を果たすには、そ

の仕組みが公正かつ予測可能であることが不可欠であり、取引 DPF 事業者にはその制度の前提を明らかにする責務があると解されている<sup>7)</sup>。

もっとも、レビューがいかなる意味と機能を持つかは、各取引 DPF の取引構造や商品の提示方法等によって左右される。本判決は、偽造品や無資格者の出品に関する顧客レビューについて、取引 DPF 事業者の削除義務を否定した。相乗り出品方式では、レビューが商品の属性に関する誤認を防ぎ、想定外の商品購入を回避する機能を果たし得ることを理由とする。こうした本判決の判断には一定の合理性を認め得る。しかし、本件では、偽造品が正規品と同一の商品詳細ページに混在しやすい一方で、正規出品者が商品詳細ページ上で個別に注意喚起を行うことはポリシー上制約されており、その結果、顧客レビューが、購入者に対して偽造品の混入を伝える実質的に唯一の手段として機能していた。このように、購入者が偽造品の存在を顧客レビューによってしか把握できない状況は、レビュー制度の運用の問題というより、商品の同一性や販売資格を事前に確保することを怠っている取引構造に起因するものである。

以上を踏まえると、本件では、レビューの削除義務の有無として切り分けて評価するのではなく、相乗り出品方式を採用するシステム設計全体の適否の問題として評価されるべきであった。本判決は、レビューの有用性に着目する一方で、レビューに依存せざるを得ないシステム構造の問題性に踏み込めておらず、さらなる検討がなされるべきであった。

#### 四 結びに代えて

本判決は、相乗り出品方式を採用する取引 DPF 事業者、出品者に対する一定の契約上の義務違反を認め、民事責任を肯定した点で意義がある。他方で、その義務内容は、被害申告を受けた後の調査・是正義務や、不合理な出品削除をしない義務にとどまり、取引構造の設計者として負うべき責任を十分に掘り下げたものとはいえない。

本来、事後的な通知・行為手続や苦情処理体制の整備は DPF に共通する最低限の要請である。本判決のように、その成否が個別に争われざるを得ない状況自体に問題がある。また、法令上販売資格を要する商品を取り扱う取引 DPF 事業者は、危険商品の販売促進を行う以上、事後的な通知・

行為義務にとどまらず、販売資格の確認を含む事前のシステム設計義務を契約上負うことは当然視されてよい<sup>8)</sup>。もっとも、これらの義務内容を個別事案の判断に委ね続けることは、DPF 市場の法的安全性や消費者保護の観点からみて望ましくない。こうした基本的枠組みは、まさに立法による明確化が必要な領域であるといえよう。

#### ●—注

- 1) 取引 DPF を介した取引の構造や当事者間の利益状況については、拙稿「第 11 章 インターネット通販」中田邦博ほか編『新レクチャー消費者法』（法律文化社、近刊予定）181 頁以下を参照。
- 2) 例えば、鹿野菜穂子「デジタル市場の健全な発展とプラットフォームに関する消費者関連ルールの形成」中田邦博ほか編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2024 年）14 頁以下（初出 2020 年）では、すでに裁判例においても DPF 事業者の民事責任は一定の場合に認められてきたと指摘されている。また、DPF 事業者のシステム構築責任の根拠等をめぐる近時の議論状況については、芦野訓和「デジタルプラットフォームの法的構造と提供者の責任」日法 88 巻 4 号（2023 年）55 頁以下の整理が詳しい。
- 3) 名古屋地判平 20・3・28 判時 2029 号 89 頁。
- 4) なお、EU のデジタルサービス法規則（DSA）（Regulation (EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC）では、取引型のオンラインプラットフォームには Know Your Business Customer (KYBC) 義務が課され（DSA30 条）、一般的な包括的監視義務とは区別されている。この義務は不正な取引事業者を事前に把握・排除することで、模倣品や危険商品の流通を抑止し、消費者にとって安全で信頼性の高い、透明性あるオンライン取引環境の実現に資するものとして位置づけられている。
- 5) 違法コンテンツの削除義務を認めた下級審裁判例として、知財高判平 24・2・14 判時 2161 号 86 頁がある。
- 6) 小向太郎「巨大プラットフォームの違法情報への対応は変わるのか？『プロバイダ責任制限法』から『情報流通プラットフォーム対処法』へ」情報処理 66 巻 9 号（2025 年）e84 頁以下。
- 7) カライスコス アントニオス「デジタルプラットフォーム取引に関するルールの比較法的考察——EU 法を中心に」中田編・前掲注 2）159 頁以下（初出 2020 年）。
- 8) 本稿の執筆に当たり、本件を担当する染谷隆明弁護士から本件控訴審の準備書面等の資料をご提供いただいた。この場を借りて感謝申し上げる。それによれば、原告は、この点を強く主張している。控訴審の判断が待たれる。